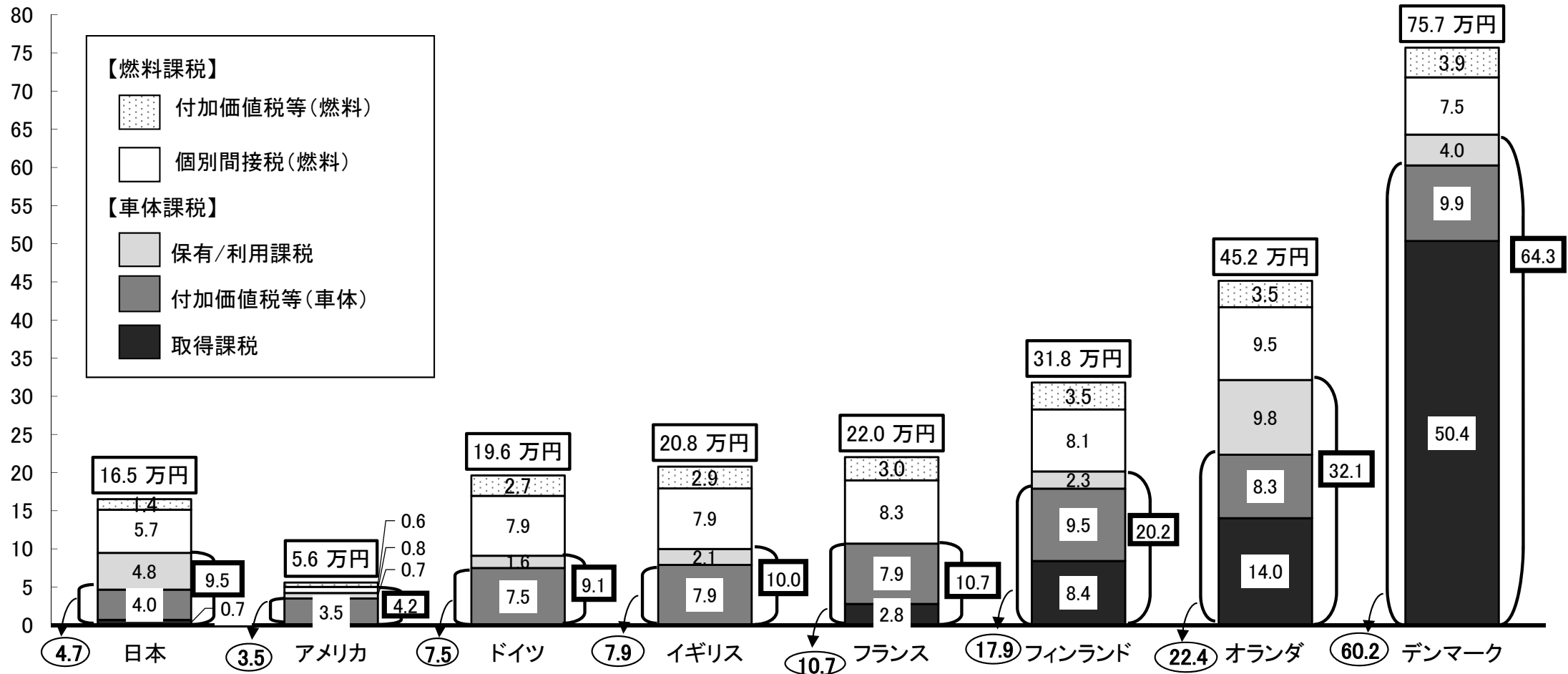


燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額) (2,000CCクラスの自家用車を想定した場合の仮定試算)

○ 車体課税と燃料課税を合わせた税負担額で見れば、日本の水準は、国際的に見ても、低い。

(単位:万円)



※1 税率は令和元年12月現在。車両重量1.5t、燃費16.4km/ℓ、総排気量1,997cc、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税抜本体価格)2,769,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を1年分の税負担として計算している。

燃料価格(消費課税等の税込み)は日本148.8円/ℓ(2019年12月23日時点資源エネルギー庁調べ)、アメリカ0.675ドル/ℓ、ドイツ1.389ユーロ/ℓ、フランス1.523ユーロ/ℓ、イギリス1.249ポンド/ℓ(2019年12月時点IEA調べ)、フィンランド1.518ユーロ/ℓ、オランダ1.663ユーロ/ℓ、デンマーク1.620ユーロ/ℓ(European Commission Directorate General Energy and Transport, 2019年12月第2週)。

※2 為替レート: 1ドル=108円、1ユーロ=120円、1ポンド=137円、1デンマーク・クローネ=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(令和元年12月中適用)、日本銀行)。なお、端数は四捨五入している。

※3 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率、オランダの年間走行税は、北ホランド州の税率によった。

※4 日本については環境性能割を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有または利用課税として、それぞれ整理している。

※5 上記の他に、保有または利用課税として、アメリカにおいては一般道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車)が課税対象)や車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)がある。

※6 日本の個別間接税(燃料)については石油石炭税を含む。ガソリンに係る日本の石油石炭税の税率は、本則税率2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、令和元年12月現在は、2.8円/ℓが適用されている。

※7 端数を四捨五入しているため、各項目の合計が総計に一致しない場合がある。